

# 公 募 公 告

「若者ボランティアに関する意識啓発業務」に係る業務委託契約の企画提案書を公募するので、次のとおり公告する。

令和8年4月8日

福井県知事 石田 嵩人

## 1 企画提案書の提出を求める事項

- (1) 企画提案書の提出を求める業務（以下「公告業務」）の名称  
「若者ボランティアに関する意識啓発業務」
- (2) 公告業務の内容  
若者（特に15歳～24歳）を対象に、日常的な行動も含めボランティアが身近な行動であることへの理解を促進し、ボランティア意識の醸成および自身の行動をボランティアと認識するきっかけづくりを目的として、以下の業務を実施する。具体的な業務は以下の通り
  - (1) 若者ボランティアに関する意識啓発動画の作成および配信
  - (2) 意識啓発用チラシ・ポスターの作成および掲示なお、詳細は 企画提案書 募集要領 を参照すること
- (3) 委託契約金額の上限  
1, 617, 000円（消費税および地方消費税を含む。）
- (4) 履行期限  
契約締結日から令和8年10月31日まで

## 2 企画提案書を提出するものに必要な資格および参加申込書の提出

- (1) 応募対象者  
企画提案書を提出することができる者は、次に掲げる要件のすべてを満たしている者とする。
  - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと
  - イ 福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）第146条の規定により知事が競争入札参加資格を有すると認めた者（本募集要領に記載の応募期限までに資格の申請を行い、契約の締結の日までに資格の認定を受けた者を含む）であること
  - ウ 現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと
  - エ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと
  - オ 福井県の県税の納税義務を有する者にあつては、当該県税の未納がないこと
  - カ 消費税および地方消費税の未納がないこと
  - キ 次の①から⑤までのいずれにも該当しない者であること
    - ① 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
    - ② 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団を

いう。以下同じ。) または暴力団員が経営に実質的に関与している者

③ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

④ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

⑤ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

ケ 政治団体(政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第3条の規定によるもの)および宗教団体(宗教法人法(昭和26年法律第126号)第2条の規定によるもの)でないこと

コ 企画提案審査会前3年間における団体の事業等において、刑法等の重大な法令に違反して処罰等を受けていないこと

サ 福井県から訴えを提起されていないこと

シ その他、県との協議に柔軟、真摯に対応できること

## (2) 参加申込書の提出

企画提案に参加する者は、次により企画提案参加申込書を提出すること。

|        |   |
|--------|---|
| ① 提出期限 | 令和8年4月20日(月)17時まで(必着)                                       |
| ② 提出方法 | 持参の場合は、土・日、祝日を除く9時~17時に持参すること。<br>郵送の場合は、配達記録の残る書留郵便等とすること。 |
| ③ 提出先  | 10 問合せ、書類提出先に同じ。  |
| ④ 提出書類 | 募集要領を参照すること。  |
| ⑤ 提出部数 | 1部  |
| ⑥ その他  | 募集要領を参照すること。  |

## (3) 応募資格審査の結果通知

上記(2)により企画提案参加申込書を提出したのものについては、応募資格要件を審査し、その結果を令和8年4月22日(水)までに通知する。

## 3 公告業務に関する応募資料の交付

応募資料については、次のとおり交付する。

|        |  |
|--------|--|
| ① 交付期間 | 令和8年4月8日(水)から令和8年4月20日(月)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで                         |
| ② 交付場所 | 10 問合せ、書類提出先に同じ。   |
| ③ 交付資料 | ア「若者ボランティアに関する意識啓発業務」に係る業務委託契約の企画提案書募集要領<br>イ「若者ボランティアに関する意識啓発業務」仕様書<br>ウ 委託契約書(案) |
| ④ 交付方法 | 上記場所での手交または県民協働課のホームページに掲載しているデータのダウンロードのいずれかの方法による。                               |

## 4 質問および回答

本業務に関する質問は、質問票(様式3)により、令和8年4月20日(月)17時までに福井県県民協

働課あて、電子メールにて提出すること。

質問に対する回答は、令和8年4月24日（金）までに、電子メールにより参加者全員に対し通知する。ただし、軽微な質問については、口頭により回答する場合がある。

## 5 企画提案書の提出

|        |   |
|--------|---|
| ① 提出期間 | 令和8年4月27日（月）17時必着   |
| ② 提出方法 | 持参の場合は、土・日、祝日を除く9時～17時に持参すること。<br>郵送の場合は、配達記録の残る書留郵便等とすること。 |
| ③ 提出先  | 10 問合せ、書類提出先に同じ。  |
| ④ 提出書類 | 募集要領を参照すること。  |
| ⑤ 提出部数 | 正本1部、副本3部（紙および電子データで提出してください。）                              |
| ⑥ その他  | 提出後における企画提案書の追加および変更は認めない。                                  |

## 6 委託先候補者の選定等

### (1) 選定審査の実施

「若者ボランティアに関する意識啓発業務」選定委員会（以下「委員会」という。）において、書面審査を実施し委託先候補者を選定する。なお審査は募集要領に記載する基準に基づいて行う。

書面審査は、令和8年4月28日（火）から5月8日（金）の間を予定しており、詳細は企画提案書を提出した者（以下「提案者」という。）に別途通知する。

### (2) 審査結果の通知

審査結果については、採否にかかわらず提案者全員に書面にて通知する。なお、審査結果の異議申し立ては受け付けない。

## 7 契約の締結

福井県は、委託先候補者と提案内容をもとに、業務履行に必要な具体的な協議を行う。協議が整った場合に、委託先候補者から改めて見積書を徴収し、見積書の内容を精査の上、随意契約による委託契約を締結する。

また、次の場合には、県は契約締結を取り消す場合がある。

- (1) 委託先候補者として選定されたものが、契約の締結に応じないとき
- (2) 財務状況の悪化等により事業の履行が確実でない恐れがあるとき
- (3) その他、著しく社会的信用を損なう行為等により、委託が不可能または著しく不相当となるような事情が生じたとき

## 8 再委託

本委託業務の全てを再委託することはできない。ただし、必要に応じ一部を再委託する場合、福井県に協議のうえ、その承諾を得ること。

## 9 その他

- (1) 提出された企画提案書は返却しない。また必要に応じて複写を行う場合がある。
- (2) 書面審査に係る費用を含む本企画提案に係る一切の費用は提案者が負担する。
- (3) 提出期限後における応募書類の再提出、差替えは認めない。
- (4) 提案者の名称や審査結果の概要等については福井県のHP等で公開する場合がある。また、

福井県民等から福井県情報公開条例に基づき情報公開の請求があった場合、企画提案書等（個人情報を除く）を公開することがあるので、そのことを承知の上で応募すること。

(5) この公告に掲げるもののほか、この提案書の提出に関する詳細は、募集要領の定めによる。

10 問合せ、書類提出先

〒910-8580

福井市大手3丁目17-1

福井県未来創造部県民協働課（担当 松井）

電話 0776-20-0237

F A X 0776-20-0652

電子メール [kenmin-kyodo@pref.fukui.lg.jp](mailto:kenmin-kyodo@pref.fukui.lg.jp)

（土・日・祝日を除く、9時から17時まで）